

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平 取 町 長 遠 藤 桂 一

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 平取町 (01602) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 平取町地域 (川向、紫雲古津、去場、荷菜、本町、小平、二風谷、荷負、貫気別、芽生、旭、長知内、幌毛志、振内町、岩知志、仁世宇、豊糠) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年4月17日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○高齢化、担い手不足が進行している。その結果、農地の耕作だけでなく、水路等の維持管理の負担も重くなっている。
○現状地域内の農地は中心経営体による引き受ける意向があるものの、今後中心経営体の高齢化が見込まれるため、新たな農地の受け手の確保が必要である。
○耕作条件の悪い農地は、将来的に荒廃農地(耕作放棄地)になる可能性が高い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

○施設園芸(トマト)においては、新規就農者・親元就農者の受け入れを継続していくことと、生産者個々の規模拡大を後押しする施策をJAびらとりと連携したなかで推進する。指定産地として生き残るには生産量の維持が重要な使命として、さらなる高収量栽培技術の普及と高位平準化、土壌病害抑止等技術の研鑽を図っていく。
○水稻においては、生産の目安に協力しつつ、農地の引き受けに繋がるよう用途限定米穀等を活用しながら水張面積維持を推進する。
○畑作物においては、担い手間での輪作体系の確立と農地の斡旋を推進する。また、転作田の畑地化が拡大している現状を踏まえ、JAびらとりと連携して作付品目の相談・誘導等の支援、受入施設や機械導入等の体制整備を推進する。
○畜産(酪農・肉牛・豚・軽種馬)においては、継続的な発展を目指し、生産基盤の維持及び生産力強化・販売力強化に向けた取り組みを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 4,913 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 4,913 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の担い手が利用を行える農地について、集積・集約化を図る。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農業委員会、農地利用最適化推進委員と連携し引き続き農地所有者の意向を把握するなど農地の利用調整を図る。作業の効率化や生産性コスト低減により担い手の負担軽減と農業生産性の向上を図る。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用し中心経営体への貸借を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 水利施設、農道その他の土地改良施設の点検・管理のほか、日常的な草刈り作業等を実施するとともに、老朽化に伴う長寿命化対策を実施する。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくためJAびらとり及び各関係団体と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 転作牧草を中心とした転作田の管理作業受託、高齢化による離農・経営規模縮小による遊休農地を利用した畑作物の生産・農作業受託の需要増加が見込まれることから、受委託のマッチング機能の構築を図る。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策を実施する。
- ②持続可能な食料システムの構築に向け、環境負荷に配慮した生産活動を推進する。
- ③労働環境の改善や労働力不足の解消を図るため、スマート農業機械の導入を推進する。
- ⑦様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ⑧担い手の営農や利用状況などを考慮のうえ、出荷・調整施設を整備し、農業用施設の集約化を促進する。
- ⑨環境への負荷軽減及びコスト削減を図るため、畜産農家を連携し資源循環型農業を推進する。